

2007年1月31日 団交 議事録

出席者

本部側： 古在学長、天野理事、福島理事、前田企画@、木村人事課長、野田労務、伊藤@
ユニオン側

ユニオン伊藤委員長： まず申入書の説明＝項目1、2、3

天野理事： それへの回答

項目1について

任期制の本来の主旨はスタッフの流動化と活性化である。どのような任期制をどのように導入するかは各部局の判断にゆだねている。部局の置かれている状況はそれぞれ異なり、本部役員会は導入に関与しない?? また役員会が一方的に部局に対して導入を求めるということもない。

項目2について

大学としては上位ポストへの昇格を確約していない。昇格は実力次第だ。採用時の契約違反とは考えていない。

項目3について

同意書の提出を現職に強要しないよう部局執行部へ要請する。

ユ伊藤： 医学部での任期制導入について、豊田執行委員から説明する

ユ豊田執行委員： 説明会の状況を紹介

ユ伊藤： 導入の理由が任期法に反する。法で定められた内容と（第4条第1項）、付帯決議に基づいて進めて欲しい。

ユ皆川執行委員： 任期法には「……が特に求められる」部局との限定がついている。医学部で導入される場合、この限定に基づき、きちんとした説明が必要である。

天野理事： 全国の30の大学医学部で任期制を導入している。形態は様々だが、単純に言って数が増えており、人事流動の機会も増えている。そうした部局の性格とそれに基づいた対応にたいする国内評価、大学内評価を前提に行なわれようとしているのではないか。

ユ豊田： その30カ所も任期制の導入形態が多様であり、その数字が千葉大医学部が現職教員全員に任期制を導入する根拠にはならないはず。

ユ伊藤： 医学部説明会での提案理由では、任期制は導入できないのではないか？

古在学長： 文科省から医学部に積極的に導入せよとの要請や通達は、自分のところには来ていない。また自分が医学部に導入せよと要請したことはない。ただ医学部で行なわれようとしているのは聞いている。当該部局長の話はうわさの域を出ず、真偽のほどは分からない。

ユ伊藤： 医学部の導入理由は法の規定に反している。本部で正して欲しい。

古在学長： 医学部の人事は従来、問題ありと聞いていた。ただ以前よりは、公開制、透明性について評価できる。今回の任期制導入については、医学部から正式な議案・計画説明が来ていないので何とも言えない。しかし、例えば附属病院は人事異動が多く、3年で入れ替わり立ち替わりと聞く。そういう意味では、任期制導入はポジティブな面もあるのではないか。つまり、それによって規定された任期のあいだは保証されるということだ。

ユ伊藤： すでにスタッフの流動性＝活性化が実現しているなら、なおさら任期制は必要ないのではないか。医学部の導入理由についてどうか？

天野理事： 医学部からまだ正式な議案・計画説明が来ていないので分からない。

ユ伊藤： 説明会という公的な場での、そのような導入理由は適切なのか？ 説明の内容に関して本部は何もしないのではなく、指導して欲しい。

福島理事： 第4条第1項に関して、本部として医学部へ確認する。導入理由をきちんと聞くことにする。

ユ伊藤： 今回医学部は現職に任期を導入しようとしている。いまあるいは今後十分に昇任基準に達している人間が今回任期制に同意しない場合、昇格できないのではないかと、という不安を教員側は持っている。そのような不安に対して、医学部教授会は、個別のケースとして昇任させることができる、と口頭説明している。これについてどうお考えか？

天野理事： 特例措置でできる。

ユ伊藤： ここが一番大切な部分である。本当に、たとえ特例であっても医学部執行部が言うように、昇格可能か？ いったん一部局が（新採用でなく、部局全体に）任期制を導入した場合、そもそも任期制は個人に出はなく、組織（全ポスト）につくのであり、昇格資格を有する任期制不同意者が上がるべきポストには任期制がついている。つまり、特例で済む話ではなく、規定の改定にまでつながる問題だ。ということは、がんらい不同意の者が昇格のさいには、任期制に同意しないかぎり、昇格は不可能である。ここに至って、任期制同意の押しつけという事態が起こる。あるいは任期制不同意を通す（通した）ために、昇任の道が閉ざされるという不利益変更が生ずる。

福島理事： ということは、ユニオン側はそのような事態が起きないように、きちんとした任期制を全現職が同意することを望んでいるのか。

ユ伊藤＋ユニオン側全員： それは問題のすり替えである。我々は、不同意者へのこうした押しつけや不利益変更の問題を起こす余地が十分にある「任期制」というものに慎重であるべきだ、と言っている。つまりは、現職に任期制をつけるのは不合理、ということだ。

古在学長： この点、問題があるということがよく分かった。ユニオンからこのような問題を指摘されたと医学部執行部に伝え、まだ上がってきていない議案・計画説明がこちらに上がってきた時点でさらに確認、検討する。

ユ伊藤： 医学部から次回評議会（2/15）への議案が上がってきたら（評議会の一週間前ごろ）、見せて欲しい。その時点でさらに、第二回団交を申し入れることも考える。

本部側： 了解

福島理事： 任期制を導入するためには、身分の不利益変更となるので、例外の規定を設けなければならぬ。

ユ豊田： 実例を説明

ユ皆川： 任期制の同意／不同意によって、昇格の有／無が持ち出されることがあつてはならない。分けて考えるべきだ。

古在学長： 法律的なことは専門家に判断を依頼することにする。

ユ伊藤： 議案もまだ上がってきておらず、しかも以上のような問題を孕むことが予見されるこの任期制である。4月導入ということに拘らなくてもよいのではないか？

木村人事課長： 今からでも議案が上がってくれば、まだ検討の時間はあり、4月導入は可能と考える。

古在学長： 上がってくれば、検討することになる。

ユ伊藤： 同意書の形式はどうするのか？

ユ皆川： 重大な労働条件の変更である、真に自主的な同意／不同意を実現するために、肉筆で自由記述形式がいいのではないか。

ユ橋本事務局長： 今日の交渉で明らかとなったように、様々な問題を抱えたまま、すぐに4月から導入というのでは、残された時間ということも含め、どこまで練られた議論があり得るのか、疑問である。そうした疑問と不安を抱えたままでは、教員にとって千葉大学における真摯且つ豊かな労働は困難である。本部におかれては何とぞ、問題検討いただきたい。